

閱覽用

令和2年 第12回
神崎市農業委員会総会 議事録

令和2年12月3日
神崎市農業委員会

令和2年 第12回 神崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年12月3日(木) 午前9時30分開会

2 開催場所 神崎市役所2階共用会議室

3 出欠者の状況

出席委員 11名

欠席委員 2名

農地利用最適化推進委員 1名

傍聴人 0名

議席番号	役職	氏名	出欠
1	会長	西村 睦雄	出
2	副会長	末吉 利文	出
3	委員	城野 芳春	出
4	委員	野田 豊	出
5	委員	八谷 敏	欠
6	委員	中原 和之	出
7	委員	樋口 光輝	出
8	委員	國部 善典	出
9	委員	森田 壽春	出
10	委員	福田 省二	出
11	委員	田淵 晃敏	欠
12	委員	真島 満	出
13	副会長	吉浦 文雄	出

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

4番 野田 豊委員 6番 中原和之委員

日程第2 会議書記の指名

事務局長 山口秀利 係長 大隈裕次

日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 2件

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 3件

議案第3号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地
利用集積計画 利用権設定関係について 17件

議案第4号 非農地通知の発出について 12件
議案第5号 空き家等に付随する農地の農地区域の指定について1件
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について 6件

5 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長 山口秀利
農政農地係 係長 大隈裕次

6 会議の概要

(開会)

事務局長

皆様、おはようございます。本日は師走のご多忙の中、本総会にご出席いただき誠にありがとうございます。

本格的な冬を迎えますが、皆様方には体調にご注意いただき、事務局としましても新型コロナウイルス感染防止対策に努めて総会を開催させていただきます。換気のため窓を開けておりますが空調は入れていませんので、会場内が寒かったらば対応しますので、ぜひおっしゃってください。

本日も円滑な議事の進行について、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、着席して、議事を進めさせていただきます。

令和2年 第12回神崎市農業委員会総会の開催にあたり、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

会長

皆さん、あらためておはようございます。もう本当に朝晩はめっきり寒くなってきて、家の方から脊振りの山の方を見たらすっかり色合いが変わってきて、もう本当に冬が目の前に来ているというようなそんな感じを受けます。

神崎市の中でもコロナの陽性者が出たりして、本当に大変な状況になりつつあるかもしれませんが、もうこんなに、出ないような形に市としても動いてもらいたいとともに、風邪などひかないように皆さん体調に十分気を付けられて過ごしていただきたいと思います。

それでは、只今から令和2年 第12回神崎市農業委員会総会を開会します。

(総会の成立)

事務局長

本日の出席委員は11名です。

5番 八谷委員、11番 田淵委員より、欠席のご連絡を受けております。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

(議長登壇)

事務局長

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長をお願いいたします。 よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、お手元の総会次第に沿って、議事を進めます。

○日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会 会議規則 第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、4番 野田委員と 6番 中原委員を指名します。 よろしくお願ひします。

議長

○日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記は、事務局の山口局長、大隈係長を指名します。

議長

○日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 2件

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 3件

議案第3号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について 17件

議案第4号 非農地通知の発出について 12件

議案第5号 空き家等に付随する農地の農地区域の指定について1件

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について 6件

以上、5議案の35件と、1報告の6件です。 ご審議、ご決定賜りますよう、よろしくお願ひします。

議長

只今から議事に入りますが、質問のある方は、挙手をして、指名を受けてから、必ずマイクを通して議席番号、お名前の後に発言されるようお願いいたします。

(議案第1号、受付番号1番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第1号 農地法第5条関係)

議長

それでは、議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。 受付番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、受付番号1番を議案書を基に説明】

議案第1号 農地法第5条の受付番号1番の申請について説明いたします。

申請地の所在は、神埼町竹字〇〇 〇〇番の畑1筆126㎡、および一体利用される宅地1筆491.77㎡の、合わせて617.77㎡であります。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりであります。

権利の内容は、所有権の移転で、農振除外は平成23年12月に決定済みであり、農地区分は、住宅の用に供する施設又は公共施設等が連たんしている区域で四方が概ね宅地に囲まれている農地に該当することから第3種農地と判断し、転用許可基準としましては許可し得るとなります。

位置図などは2ページと3ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、資金については金融機関の残高証明書及び融資証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。受付番号1番について、地区担当委員の4番 野田委員のご意見をお願いします。

4番 野田委員 【地区担当委員の意見】

4番の野田です。1号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区でございます。申請内容については事務局の説明のとおりでございます。

私も地区担当の眞崎推進委員とともに11月25日に現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もございますので、問題は無いと思われまます。みなさまのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいですか。

(なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。申請者は退出をお願いします。おつかれさまでした。

(議案第1号、受付番号1番の申請者の退室を確認)

(採決)

議 長

これより採決します。議案第2号、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。 全員賛成であります。 よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第1号、受付番号2番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第1号 農地法第5条関係)

議 長

それでは、受付番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、受付番号2番を議案書を基に説明】

受付番号2番、申請地の所在は神埼町城原字〇〇 〇〇番の畑1筆362㎡であります。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりであります。

権利の内容は、所有権の移転で、農振除外は平成23年12月に決定済みであり、農地区分は、住宅が連たんしている区域に近接する農地で、その規模が10ha未満に該当することから第2種農地と判断し、転用許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るとなります。

位置図などは4ページと5ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として土地利用計画図等があり、資金については金融機関の残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 受付番号2番について、地区担当委員の6番 中原委員のご意見をお願いします。

6番 中原委員 【地区担当委員の意見】

6番の中原です。 1号議案の受付番号2番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の佐藤推進委員とともに11月30日に現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。 みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいですか。

(なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。申請者は退出をお願いします。おつかれさまでした。

(議案第1号、受付番号2番の申請者の退室を確認)

(採決)

議 長

これより採決します。議案第1号、受付番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。全員賛成であります。よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第2号 農地法第3条関係)

議 長

次に、議案書の6ページをご覧ください。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、受付番号1番から3番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書を基に説明】

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

受付番号1番から3番については所有権の移転で、申請理由などは記載のとおりです。申請地の位置図を7ページから9ページに添付しております。

申請者には貸付地がある方もおられますが、地域の農事組合法人に参加され、法人の構成員として営農活動されておりますので、全ての案件は、農地法第3条の各号にある許可基準を満たしているものと思われまます。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいですか。はい、12番真島さんどうぞ。

(12番真島委員挙手)

12番 真島委員

12番の真島ですが、質問ではなくて、これは教えてください。

7ページの位置図の字図に、申請地のところに横に道みたいに通っているのは何ですかね？道は、農道はですね、申請地の上の方に通っているのはわかるんですが、これは何ですかね？田んなかの中に道路みたいに通るとるでしょうが。

7番 樋口委員（挙手と同時に発言される）

それは、高压線が通ととですよ。そこに地上権の設定されているから地番の分けてあつとですよ。

議 長

そうですね。

12番 真島委員

そうなんです。脊振はこぎゃんとは無かけんがわからんでですね。

議 長

樋口さん。ここ辺りも地上権を付けてるんですかね？

7番 樋口委員

付けちゃっと思えますよ。付けんと建てられんとでしようからね。千代田は結構通ってますから。地上権を付けてあるから1枚の田んなかでもいくつかに別れととのあつとです。

もうほんのちょっとだけ、角っこだけ分けちゃつとてんありますよ。

議 長

これがあるとハウスとか建てられないですよ、地上権設定の付いとるとですよ、この下はね。

7番 樋口委員

それはどうですかね。でも家とかは転用できるなら建てらるつとじゃなかですかね。でもこんなのが上に通とつき建とうはなかですけどね。

12番 真島委員

そんない、米は作いなつとですよ？この下は雑種地じゃないとですよ？

議 長

いや、これはですね、九電関係はそのまま手入れしきらんけん、田んぼとして利用してくれよって、まあハウスは建てられんけど普通の米麦大豆って状況ですね。よろしいですよ。真島さん、よろしいですよ。

12番 真島委員

あつ、はい。

（他にもありませんの声あり）

議 長

はい、ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。
（採決）

議 長

これより採決します。 議案第3号、受付番号1番から3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり許可することに決定します。

(議案第3号 基盤強化促進法第18条第1項 利用権設定関係)

議 長

次に、別冊の議案第3号をご覧ください。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について議題とします。

最初に、1ページの総括表について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書の総括表を基に説明】

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について説明いたします。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第17条に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合、同法18条に、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、とされておりますので、総会での議決を求めるものであります。

初めに総括表により説明しますので、議案書1ページをお開きください。

利用権設定関係総括表

神埼町 新規5件、再設定5件、計10件。 内訳は、田19筆29,687㎡。

千代田町 新規3件、再設定1件、計4件。 内訳は、田4筆9,772㎡。

脊振町 新規3件。 内訳は、田21筆23,677㎡、畑3筆770㎡、計24筆24,447㎡

神崎市合計17件。 内訳は、田44筆63,136㎡、畑3筆770㎡、計47筆63,906㎡となっております。

説明しました全ての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。 総括表による説明は以上です。

議 長

総括表の説明が終わりました。

次に、議案書2ページの、農用地利用集積計画 神埼町新規の番号1番から5番を審議します。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書を基に説明】

議案書2ページの、神埼町新規、番号1番から5番の申し出について説明し

ます。

左から、土地の所在、地目、筆数、設定面積、利用権設定を受ける者の住所・氏名・現在の経営面積、利用権設定をする者の住所・氏名、利用目的・賃借料など、そして設定期間となっております。

設定する内容は、田11筆10, 526㎡となっております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(なしの声あり)

議 長

よろしいですかね。

(ありませんの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、神埼町新規について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、議案書3ページの、農用地利用集積計画、神埼町再設定の番号1番から5番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書を基に説明】

議案書3ページの、神埼町再設定、番号1番から5番の申し出について説明します。設定する内容は、田8筆19, 161㎡となっております。

なお、番号5番につきましては、佐賀県農業公社が行う農地中間管理事業法に基づく農用地利用集積計画の一括方式により法人へ利用権設定されたものです。その他の内容につきましては記載のとおりです。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(なしの声あり)

議 長

よろしいですかね。

(ありませんの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、神埼町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、議案書4ページの、農用地利用集積計画、千代田町新規の番号1番から3番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書を基に説明】

議案書4ページの、千代田町新規、番号1番から3番の申し出について説明します。設定する内容は、田3筆6、504㎡となっております。

なお、番号3番は、佐賀県農業公社が行う農地中間管理事業法に基づく農用地利用集積計画の一括方式により利用権設定されたものです。

さらに補足しますが、この受け手の方の経営面積が0となっておりますが、この方は地元の方で約10haの経営面積があられることを先方の農業委員会事務局に確認しております。

その他の内容につきましては記載のとおりです。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(ありませんの声あり)

議 長

よろしいですかね。

(なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、千代田町新規について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、議案書5ページの農用地利用集積計画、千代田町再設定の番号1番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書を基に説明】

議案書5ページの、千代田町再設定、番号1番の申し出について説明します。設定する内容は、田1筆3, 268㎡で、佐賀県農業公社が行う農地中間管理事業法に基づく農用地利用集積計画の一括方式により法人と利用権設定されたものです。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。
(質疑・応答)
(ありませんの声あり)

議 長

よろしいですかね。
(なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。
(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、千代田町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、議案書6ページの、農用地利用集積計画、脊振町新規の番号1番から3番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書を基に説明】

議案書6ページの、脊振町新規、番号1番から3番の申し出について説明します。設定する内容は、田21筆23, 677㎡、畑3筆770㎡、計24筆24, 447㎡となっております。

なお、3番の申請につきましては、農業者年金の受給に関する親子間の経営移譲に関する使用貸借による権利の設定となります。

その他の内容につきましては記載のとおりです。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)
(なしの声あり)

議 長

よろしいですかね。

(ありませんの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、脊振町新規について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

(議案第4号 非農地通知関係)

議 長

次に、別冊の議案第4号、非農地通知の発出についてです。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書を基に説明】

議案第4号 非農地通知の発出について説明いたします。

これは、既に非農地判断した荒廃農地のうち、土地の所有者より非農地化の同意及び申請があったものについて、申請内容の確認や地区担当委員の現地確認を行い、非農地であると判断し、正式に非農地通知を発出するものです。

今回非農地通知する土地については、11ページに一覧表を記載しておりますのでご覧ください。

名義人、土地の所在、登記地目、現況地目、面積については記載のとおりであります。

今回の件数としては5件申請がなされております。

まず1件目につきましては12ページをご覧ください。申請については畑1筆となっております。場所につきましては13ページをご覧ください。こちらに位置図、広域図を記載しております。神納地区になります。

2件目につきましては14ページをご覧ください。申請については田4筆となっております。場所については15ページをご覧ください。こちらに位置図、広域図を記載しております。二子地区になります。

3件目につきましては16ページをご覧ください。申請については畑3筆となっております。場所については17ページをご覧ください。こちらに位置図、広域図を記載しております。岩田地区になります。

4件目につきましては18ページをご覧ください。申請については田2筆、畑2筆となっております。場所につきましては19ページから23ページを

ご覧ください。こちらに位置図、広域図を記載しております。久保山地区になります。

5件目につきましては24ページをご覧ください。申請については田4筆、畑7筆となっております。場所については25ページをご覧ください。こちらに位置図、広域図等を記載しております。三谷地区になります。

申請された現地は、地区担当の農業委員、推進委員と共に既に非農地化していることを確認しました。説明は以上です。

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(12番真島委員挙手)

議長

はい、12番真島さんどうぞ。

12番 真島委員

12番の真島ですが、4件目で現況に雑種地ってあるところは具体的には何でしょうか？教えてください。それと5件目で山林としてあるところは、これは雑木林ってことでしょうか？ここが杉檜であったらそれは無届転用じゃないかと思われます。非農地通知は長年耕作されてなくて、荒廃して原野化、雑木林化しているところが判断されるものでしょうから、こちらも教えてください。お願いします。

議長

事務局よろしいですか。

事務局

まず4件目の雑種地についてですが、現地は自宅に隣接した土地で農機具置場にしてありまして、また一部を畑にしてある土地だったのですが、長年現状で使っていて、課税が雑種地なのを確認しましたので、非農地と判断させていただきました。

そして5件目の山林についてですが、これは雑木林になります。

12番 真島委員

それなら、ここにそれぞれ書いてほしいですね。そしたらわかりますよね。

事務局

ここは現状地目のことですので、非農地通知後に登記変更されるときに地目になるでしょうからこのようにしておりました。ご意見いただきましたのでその対処としてですが、備考欄に雑木林や農機具置場などを記載した方がよろしかったかと思っております。

1 2 番 真島委員

それがよかですね。担当委員さんは現地確認されて現地ばわかっちゃとやろうけど、私たちは見とらんぎわからんけん、そうしてもらえればわかると思いますから今後お願いします。

議 長

そうですね。事務局は今後の対応をお願いします。

1 2 番 真島委員

あの、もう一ついいですか。3件目についてですが、これは土取り跡地ですよ。これは許可が要りますよね。一時転用の許可が必要となるはずですが、これは無断転用じゃなかとですよ？ 許可受けないで土砂ば取っていたら非農地って話じゃなかですよ。これも教えてください。

議 長

ここは、前に周辺が非農地申請のあったところじゃないかと記憶がありますが、土砂採取地跡地やったところですよ。事務局よろしいですか。

事務局

はい、こちらは、おっしゃるとおりに一時転用の許可を受けて土砂採取なされた跡地として、これは九州農政局に一時転用の許可とその後事業の完了を認められたものであります。そして農地に復旧しようとしても、土砂を全て採り切った跡の岩盤ばかりの土地で、農地としての利用はできないということを確認にして非農地と判断いたしているところです。

以前、隣接地で同様の審議をしていただき、非農地通知を発出しております。

1 2 番 真島委員

そうならですね、そう説明してくるっきよかったとけ、わからなかったから聞いたとけんですね。そう初めから説明してほしかったですね。

議 長

真島さん、まあ、私もここは以前の申請で現地近くに行ったら、それを覚えとったからですけど、事務局も今後は気をつけて説明をしてもらうようによろしいでしょうか。

事務局

はい、心がけます。 すいませんでした。

1 2 番 真島委員

そうしてください。 お願いします。 以上です。

議 長

では、他にはありませんか。

(なしの声あり)

議 長

よろしいですね。 それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 非農地通知の発出について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。 全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。

(議案第5号 空き家等に付随する農地の農地区域指定関係)

議 長

次に、別冊の議案第5号をご覧ください。

議案第5号、空き家等に付随する農地の農地区域の指定についてです。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書を基に説明】

議案第5号 空き家等に付随する農地の農地区域の指定について説明いたします。

これは、神埼市の空き家・空き地バンク制度に登録された空き家等に付随する農地について、農地を有効活用することにより、市の定住促進や新規就農の促進及び遊休農地等の発生防止・解消を図ることを目的として、新たな農地を取得する場合の要件である、いわゆる5反要件の特例として別段面積1㎡を適用する農地区域の指定をするものであります。

今回、地権者より農地区域の指定の申出があった土地については、議案書2ページに記載のとおりで、位置図も添付しております。

神埼市空き家等に付随する農地の別段面積取扱基準に基づき、書類審査や地区農業委員、農地利用最適化推進委員による現地調査を行ったところ、この農地は、神埼市の空き家・空き地バンク制度に登録された空き家に隣接する農地で、空き家と空き家に付随する農地の所有者は同一の者であり、周囲の営農に支障を及ぼすおそれがなく、遊休農地の発生を防止することから、農地区域に指定することは適当であると思われれます。 説明は以上です。

議 長

これは初めて審議する案件ですね。 この申請では第1号ですね。

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

12番 真島委員（挙手とともに発言）

ちょっとですね、わかりにくかったんですね、事務局はわかっちゃっけんですけど、具体的にですね、もう少しわかりやすく説明してもらえんしょうかねえ。

議 長

そうですね。事務局あらためて説明してもらっていいですか。

事務局

すいません。では議案書2ページをご覧ください。まず申請者の方が市の空き家バンク制度に、ここにあります空き家を登録なされました。そしてその隣接している農地もこの方の名義でありまして、この農地も空き家バンク制度に付随した農地として登録して、農地として活用できる方に委ねたいというご相談がありました。

付随農地の取扱基準により別段の面積として、新たに農地を取得する場合、この空き家を取得した方がこの登録された農地を農地として向こう5年以上耕作等活用されることが確実な場合は別段の面積の1㎡を適用して、例えば平坦地域の取得要件5反までいかないんですけども、農地の取得を認めるという特別な区域を1筆ごとに設定するということでございます。

この説明も、あまりわかりやすい言い方じゃなかったかと思えますけれど。

13番 吉浦副会長（挙手とともに発言）

いや、別段面積の特例基準をこの前決めたのを適用して、今回初めて申請があったってことですよ。この農地が遊休農地で残ってしまうのを防ぐための措置ってことはわかりますから。5反とか山間地の3反とか要件に満たない新規就農や移住者の方がちょっと使いたかって時に対応さるっごとですね。

議 長

副会長、そうですね。そうできるように協議して定めたことですからね。

事務局

そもそも5反要件っていうのは、零細農家が増えるのを危惧されてや、米麦大豆の土地利用型農家を想定しての考えだと思うのですが、余談にはなりますが、今後は施設園芸で新規就農やUターンIターン者が、施設でいうと神埼市が育成すべき農業規模と照らして、まあ2反か3反程度でアスパラとかイチゴとか施設園芸で農地取得を認めることがあるかと思いますが、農地の取得要件の例外として農地法の施行令にそういった規定がございますので、今後議案で皆様に審議をお願いすることになるかと思えます。

今回は、あくまで空き家空き地バンク制度に関連した農地ということですので、今後ここは空き家取得者が農地として取得しないとなれば、今度は指定の解除をするということで皆様にお示しするということになるかもしれません。

あくまで農地として使ってもらおうということで新たな管理者に結び付けると

いう制度でございます。 以上であります。

(7番樋口委員挙手あり)

議長

はい、7番樋口委員どうぞ。

7番 樋口委員

7番樋口ですが、これは、農地をこの制度で空き家取得者が所有して、その後農地として管理するのに利用権設定してというのは可能なんですか？

新規で作りは始めたけど、やっぱり貸して作ってもらおうってことになった場合はどうですかね。

事務局

今の取扱基準制度ではですね、空き家の取得者がこの農地も使用することを前提にしているんですよ。

7番 樋口委員

農業しようとするれば、やっぱり農機具や資材倉庫やら農業のできるように持っとかんといかんでしょう。 それ揃えるのも大変ですから、取得して何作かした後に他の農業者に貸して農地で活用してもらおう、それで遊休農地化を防ごうってなった時はどうでしょうかね。

今後このような話も出てくるんじゃないかと思うんですよ。 買った時は農業できましたけど、その後できんごとなつたってということもあるかと思うので、そういったことができないかなあって思ったんですよ。

事務局

この案件を認めたあとは、次は農地法3条所有権移転の話が出ることになると思うんですね。 そのときの適用基準がこの別段面積1㎡ですってことについて説明することになると思います。

また、通常3条農地取得には全部耕作要件がございます。

今委員さんがおっしゃったことは今後想定しえることだとは思いますが、今後検討しなければならないことかとは思いますが、現行の取扱基準で設定しているのは、所有者が取得後向こう5年以上耕作等管理するということをやっております。

ですから数年経ってからですね、どうなるかのところですけど、農地として活用するのを推進するということであれば取扱基準の見直しを検討したいと思っておりますが、今回の第1号が登録までをしたかどうかという段階なので、関係者に対しては今ある基準に基づいた説明をさせていただきたいと考えております。

7番 樋口委員

今の問題は、農業を止めようとする人が多くて、あちこちで遊休農地化する

恐れがあるとですよ。そしたらその周辺が営農困難になりかねん状況になるのを防がんといかんですから、活用できる人に結び付けていくとはいいことと思いますからね。

そいけん、3条で出てくつときに認めればいかんけんが、この前の基準設定の検討もよかことと思ったですから、もちよつと範囲を拡げて、またこういう案件の出てくつと思いますから、条件をある程度拡げて考えられていた方が、遊休農地防止のためにはよりなるかなって思います。

事務局

はい、ありがとうございます。今のご意見とかを踏まえまして、農地として活用するってことの対象の幅を拡げるということで、今がこの件についての発議の時だということで、今後こちら事務局からのご提案をさせていただければと思います。

今のところは、相手の方、取得する方の要件を認めるかどうかの取扱基準なので、その使用についてをもっと掘り下げなくてはいけないかと理解いたしました。

8番 國部委員（挙手とともに発言）

すいません。ここは、現状はどぎゃんってますか？

事務局

ここはですね、現状は維持管理農地でして、地区担当委員さんと推進委員さんにも現場確認していただいたんですけど、畦等は残っている状態で、お聞きしたところこの地区で、この地区の景観関係でコスモスとか花を共同で管理されていたことがあったとお伺いしております。

農地利用状況調査でも管理農地として報告されている農地でございました。

8番 國部委員

遊休農地になったら集落周辺だから景観もよくないけん、いいことと思います。農業する人が家と土地を買いなつとが一番よかってことですね。

（9番森田委員挙手）

議長

はい、9番森田委員どうぞ。

9番 森田委員

9番の森田ですが、そしたら、登録された空き家の状態はどうですか？住まわるっごとなってますか？

事務局

空き家バンク制度の担当である企画課ですけども、確認したところ居住可能であるとお聞きしております。現地も拝見したところですが管理してありました。

議 長

現況はですね私も見て来たんですけれども、入るのはいつでも入られる状況でしたね。

6番 中原委員（挙手とともに発言）

その家は元学校の先生の方で、今ご子息が横浜にいらっしゃるんですね。いっとき貸してあったことがあったと伺っていましたが、ここ数年は空き家でしたから、遠方に住んでるので処分を相談されていたと地区の方から聞きました。

9番 森田委員

入らるっ状態なら空き家の買い手の見つかったも早かかもしれんですし、そしてその農地も管理されなかって長く放置されんない、よかことじゃないかと思ったところです。

議 長

この空き家制度というとはですね、神埼だけじゃなく佐賀県も全国どこでも空き家がいっぱい増えているんですよね。ですから、うちでは一番いいのは、例えば福岡あたりの方が定年で辞めたよって方が入ってくれたが一番いいですよ。空き家も活きるし、そしてその横にこう農地のあつとないば、そこを活用していただかれれば荒れ地にならんし、そこで野菜作りたいなんたいしていただければ、そういう形になればが一番いいんですよね。空き家も埋まっていくってことがですね。

これが第1号なんですけど、これからおそらく市としてもそういう考え方の中で進めていくと思うんですよ。同じような案件がたぶん出てくると思えますね。

樋口委員さんのおっしゃったとおり、定年してここに来たよって、農地取得したよって、で5年程度たつて今度はしきらんごとなつたつて、年取つてできんごとなつたつてことで、そうなるとしきらんけん今度はそれで荒れ地になってしまうんで、貸すことも必要になってくる。そういうこともこの制度では考えとかんといかんと思いますね。例えばその地区の方がそこを活用することができるよにとかをね。なんだけ荒れ地になさんよにすることを、これからの課題で事務局もいろいろ考えんといかんと思いますよ。

委員（挙手せず発言される 録音不明確）

だったら、見直すつてことには、他の農地を購入してそこも他の農家に貸し付けるつてことも考えられるとですか？ 例えばこの周囲の農地までを購入でくつごとするつてとじゃなかですよね。

それと、この指定する農地の面積要件はあつたですかね？

議 長

ちよつとですよ、この周りの農地についてつてことですか？ それは違いま

すよね。

事務局

はい、あくまでもこの取扱基準で決めているのは、空き家を取得した方がそれに付随する農地を農地として活用するために取得する場合に限って適用させる基準です。

委員（録音不明確）

周りの農地は？ 違うとですね。

事務局

その時は、通常の農地法3条の許可基準に基づいて審査します。

わざわざこの取扱基準を設けさせていただいたのは、空き家等バンク制度で空き家は何とか解決できたとしても、空き家に付随した農地だけが取り残されていってしまうのを何とか防ぎ、活用しようとしたものでございます。

もちろん、そんな農地も地域の担い手や5反以上の経営面積を持った農家の方が使いたい、取得したいとあれば通常の農地法3条で動かさずし、なかなか相談受けた中では、神崎市にIターンUターンで来られた方がちょっと農業したい、家庭菜園にちょうどいい農地を求めたいとしても、これまではダメですようとしか言えなかったのですが、対応策を設けて、そして遊休農地対策にもつなげたっということです。

議長

農地を使いたいっていう人に農地を活かして遊休農地も防ぐってことですね。

事務局

はい。そしてこの農地区域の指定は1筆単位でします。一筆単位でします。そして農地として使わんのであれば指定の解除をします。解除もやっぱり審議の必要になると思いますので、その時は総会審議をお願いすることになると思います。お願いいたします。

7番 樋口委員

それにしたって、今回は面積の中途半端ですね。家に隣接して位置的にはいいが、形と使い勝手がどうだろうかというところですね。全部使わんでいいって人には持て余すし、ちゃんと農業したかってときには形もどうかと思うし、やっぱり中途半端ですね。

議長

まあ、そうですね。こういった案件は今後も出てくると思いますけど、皆さんね。

それでは、質疑は、他はもうよろしいでしょうか。いいでしょうかね。

(はい、いいですの声あり)

議 長

はい、ありがとうございます。 それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。 ご意見ありがとうございました。

(採決)

議 長

これより採決します。 空き家等に付随する農地の農地区域の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。

(報告第1号 農地法第18条第6項の通知関係)

議 長

次に、別冊の報告第1号をご覧ください。 報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認についての報告です。 事務局の説明を求めます。

事務局 【報告第1号、報告書を基に説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について報告いたします。

農地法第18条第1項ただし書きの第1号に該当する場合は、農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、受理したものを報告いたします。

受付番号の1番から6番は、農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約の合意解約で、主に農地中間管理事業を活用して、新たに法人との利用権設定をするために解約の手続きがなされたものです。 以上、報告いたします。

議 長

説明が終わりました。 ご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいですかね。

(ありませんの声あり)

議 長

それでは無いようですので、報告第1号については報告のとおりです。

議 長

以上で、本総会に付議された議案の審議は、全て終了しました。

これをもちまして、令和2年 第12回神崎市農業委員会総会を閉会します。ご審議ありがとうございました。

10時30分 閉 会